明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○道路運送法施行令の一部を改正する政令（一）　二

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務二）　二

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産二）　三

○道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（国土交通一）　三

〔告　示〕

○平成三十年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）　四

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委一）　四

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務六）　四

○除籍が滅失した件（法務一七）　四

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一八）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九、二二～二四）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二〇、二一）　五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一一）　五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一〇）　五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同一一）　五

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（同一二）　五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一三）　六

○保安林の指定を解除する件（農林水産五五～五八）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（同五九～六一）　六

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（経済産業二）　七

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（同三）　七

○道路に関する件（東北地方整備局六～八）　八

○道路に関する件（関東地方整備局八～一〇）　八

○道路に関する件（九州地方整備局九、一〇）　八

〔人事異動〕

内閣府　法務省

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

関東地方整備局公示（関東地方整備局）

法　務　一二

公証人任免（法務省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、大井口土地改良区役員の退任及び就任、無縁墳墓等改葬関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一二

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　二九

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。